

平成31年(ワ)第7175号損害賠償請求事件 外4件

原告（閲覧制限のため省略）

被告 学校法人東京医科大学

5

原告第7準備書面

2021(令和3)年11月18日

東京地方裁判所 民事第25部 御中

10

原告ら代理人弁護士 櫻町直樹 ほか



被告第9準備書面について、以下のとおり反論する。

- 15 第1 原告らが支出した交通費等が「損害」であることについて
1 被告は、「交通費・宿泊費を含む受験に要する費用は、試験の実施と合否の判定を受けるために必要な費用であることや、合格を前提とする請求（不合格慰謝料等）と受験に要する費用の請求は両立しないことから、相当因果関係のある損害とは評価できない。」と主張する（2頁）。
- 20 2 しかしながら、2020(令和2)年10月25日付原告第2準備書面（2頁以下）において既に主張しているとおり、東京医科大学の入学試験は、女子受験生の合格者数抑制を目的とした「属性調整」を前提とするものであったところ、このような入試は「大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議」が作成・公表した『大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）』において、「合否判定に際して、合理的な理由なく、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律的に取扱いの差

異を設けること ※特に、性別については、建学の精神や設立の経緯から、女性のみを募集している例等を除き、一律に取扱いの差異を設けることはできないものと考えられる。」(甲57[9頁])と指摘されているごとく、到底、「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準)と言えるものではない。

- 5 3 東京医科大学の入試が、女子受験生の合格者数が(属性調整がない場合に比べて)抑制される不公正なものであることが事前に明らかになっていれば、ただでさえ選択肢の限られる医学部の中から、女子受験生があえて、性別により一律にハンディキャップを負わされる東京医科大学を選択・受験することは想定し難いというべきである。
- 10 4 原告らは、東京医科大学が行なう属性調整について全く認識しておらず、入試が公正・公平に実施されるものと「誤信」したからこそ同大学を受験したものであって、仮に、属性調整がなされることを事前に知っていたならば受験することはそもそもなかった。
- 5 したがって、東京医科大学の受験に際して原告らが支出した費用は、被告の不法行為(属性調整を核とする違法な入試の実施)と相当因果関係を有する損害と評価されるべきである。

第2 各原告の交通費等について

1 付添費用について(原告5, 33及び38)

- (1)被告は「本学の受験において本人以外の来校は必須ではない」と主張するが、
20 「受験」、とりわけ医学部の受験は、難易度が高く、また、職業選択に直結するものであることから、受験生は極度のプレッシャーと戦いながら試験を受けることになる。
- (2)まして、地方在住の受験生にとっては、長距離を移動した後、地理等に不慣れな場所での受験となるのであるから、万全の状態で受験に臨むために、保護者などの親族が付き添うことは必要かつ相当というべきである。
- 25 (3)この点、例えば原告33は「東京という見知らぬ土地に一人で受験にいくのは

不安が大きかったので、一般入試の一次試験にも二次試験にも、母親にも付いてきてもらいました」と述べている（甲51号証の15〔2~3頁〕）。

(4)したがって、付添いにかかる交通費等についても相当因果関係のある損害と評価されるべきである。

5 2 原告1

(1)被告は、原告1が二次試験を受けたかどうか確認できないとして受験の事実を争うが、原告1が当時つけていた日記（甲58）に、二次試験を受けた記録が残されている。

(2)当該日記には、①東京医科大学の受験日であった平成18（2006）年1月31日に原告が東京医科大学を受験したこと（2枚目。「2/1」という日付で「落ちました」、「終わった後死にたくなりました」などの感想が記されている）、②一次試験合格発表があり合格したこと（4枚目。「2/6」という日付で「どうも東医の1次に通ちゃったみたいです」という記述がある。）、③二次試験で面接を受けた内容（5枚目。「3/1」という日付で「東医の2次は面接の練習にもなるからという田中の勧めもあって受けたけど、補欠にもひっかからず不合格。面接で、「自転車に乗れるようになったのは何才のときか」「手伝ってくれたのは両親のどちらか」なんて聞かれたんだから不合格であたり前」との記述がある。）が記されている。

(3)東京医科大学の受験 당시に、原告1がその心情等をつぶさに綴ったものであるから、日記に記載されている内容の信用性は高いものであり、原告1が東京医科大学の二次試験を受験したことは明らかというべきである。

3 原告4

受験当時の住所については、2021（令和3）年11月18日付訴えの変更申立書別紙「受験内容・損害目録」の「受験当時の住所」欄記載のとおりであり、甲第6号証の4で起点となっている駅が最寄り駅である。

4 原告5

被告は、原告5が二次試験を受験した事実を争うが、甲51号証の3（陳述書）に「東京医大の入学試験については、模試で常にA判定だった上に、一次試験で手応えがあったので、合格してるはずだという確信があり」、「東京医大だけでなく同じく女性受験者の合格点を操作したという順天堂大学にも2次試験で不合格になりました。」とあるとおり、一次試験に合格し、二次試験を受験したが不合格となつものである。

5 原告10

受験当時の住所については、訴えの変更申立書別紙「受験内容・損害目録」の「受験当時の住所」欄記載のとおりであり、甲第6号証の10で起点となっている駅が最寄り駅である。

10 6 原告16

受験当時の住所については、訴えの変更申立書別紙「受験内容・損害目録」の「受験当時の住所」欄記載のとおりであり、甲第6号証の16で起点となっている駅が最寄り駅である。

15 7 原告20

(1)原告20が支出した交通費等は以下のとおりである（甲58の2）。

ア 平成27年度

(ア) 一次試験 交通費：片道3万9090円×2=7万8180円 宿泊費：1泊8000円×2=1万6000円

20 20 (イ) 二次試験 一次試験に同じ。

イ 平成28年度

一次試験 平成27年度一次試験に同じ。

8 原告32

(1)被告は、原告自宅から受験会場までの移動時間は1時間足らずであり、宿泊の必要性はなかったと主張する。

(2)しかしながら、原告32は、冬季における天候不良、また、人身事故等による電

車遅延によって、受験開始時刻に間に合わなくなるリスクを回避するため、受験会場の近くにて宿泊したものである（甲59の3）。

(3) 気象庁の統計によれば、2月の東京は1年のうち最も雪日数が多い時期であり、
5 降雪のために電車のダイヤが大幅に乱れるという事態が実際に生じていること
からすれば、原告32が受験会場近くに宿泊したことはリスク回避のために必要
かつ相当な選択というべきであり、原告32が支出した宿泊費も相当因果関係
のある損害と評価すべきである。

以上

証拠方法 証拠説明書（甲57ないし59の9）記載のとおり。

10 附属書類 甲各号証